2026年１１月３０日発行

くらしのサポーター通信

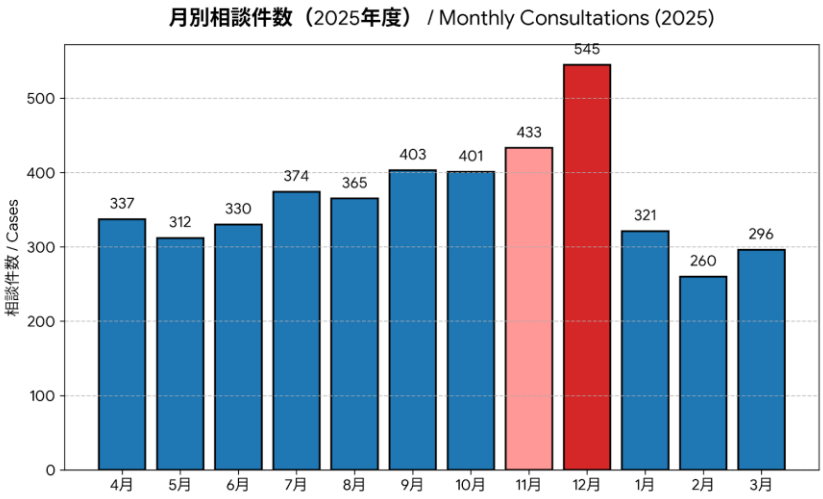
2026 11月号
No.240
徳島県消費者情報センター

カニや魚介類の「電話勧誘販売」「送り付け」トラブルに注意！

～年末にかけ、高齢者のトラブルが増えています！ご家族で注意を！～



2025年度の相談件数を見ると、11月（433件）から12月（545件）の年末にかけてトラブルが急増しています。
また、契約当事者の63.7%が70歳代以上となっており、高齢者の被害が特に目立っています。



◆ 実際の被害事例（国民生活センターより）

・断ったにもかかわらず一方的に商品が届き、受取拒否をしたところ、「損害賠償を請求する」と怒鳴り声で電話があった（70歳代・女性）

・電話勧誘で1回限りのつもりで購入したところ、「2回目まで買ってもらわないと困る」と言われ、2回分の契約になっていた（60歳代・男性）

・キャンセルの電話を入れ了承されたはずなのに、後日一方的に代引配達で商品が発送されていた（60歳代・女性）

トラブルを防ぐためのポイント・消費者へのアドバイス

- ✓ 不要な契約はきっぱりと断る。断ったのに一方的に商品が届いた場合は、受取拒否をしてください。
- ✓ 一方的な送り付けの場合、誤って代金を支払い受け取ってしまっても、返金を求めることができます。
- ✓ 電話勧誘で契約をした場合は、書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- ✓ 勧誘の電話があったことを家族や周りの人に伝えておく。身近な方が日頃から高齢者を見守りましょう。

不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐにご相談ください！

消費者ホットライン
（局番なし）
☎188（いやや）

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

資料引用：国民生活センター発表情報

令和8年度
「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター研修会」開催

日時：令和８年１２月３日(木)　午後２時～午後４時
場所：とくぎんトモニプラザ大会議室
（徳島市寺島本町西１丁目５番地アミコビル東館9階）



内容
【講義・ワークショップ】
テーマ：「みんなで考えようインターネットの
トラブル撃退法！」
講師：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会
西日本支部　田村　富美　氏



◆お申し込み・お問い合わせ先◆
徳島県消費者情報センター(☎088－623－0612)まで

《コラム》SNS広告の甘い罠！

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

みなさんは、スマホで動画を見ることがありますか。短い動画がたくさん投稿されているSNSをずっと見ていて、知らないうちに結構時間が経ってしまうことがありますよね。

ところで、こういったSNSなどを見ていると、動画の合間に化粧品とか、ダイエットサプリとか、家電製品などのさまざまな広告が出てきます。最近、こういった広告を出している業者から商品を購入し、トラブルにあったという事例の相談がよくあります。

トラブルの内容としては、例えば、「広告を見て冷房器具を買ったけれども、思っていたような製品とは全然違って、涼しくならない」「サプリメントが500円という広告を見て、買おうと思って広告をタップしていったら、いつの間にか2万円近くするサブスク契約が成立していた」というようなものです。

通信販売は、お店の人に聞いて商品や値段等を直接確かめることができないので、トラブルが発生することがよくあります。インターネット通販を利用する場合は、トラブルを防ぐため、信頼できる業者のインターネットサイトを利用するようにしましょう。どういったインターネットサイトが信用できるかを見極めるためには、サイト内に事業者の名称、住所、電話番号がきちんと記載されているかや、返品・解約の条件がどうなっているかを、購入前によく確認するようにしましょう。



そして、困ったときには、188に相談してくださいね。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831　徳島市寺島本町西１丁目５番地 アミコビル東館 ７階
・相談電話 ０８８-６２３-０１１０・啓発受付 ０８８-６２５-８２８５
・事務担当 ０８８-６２３-０６１２・ﾌｧｸｼﾐﾘ ０８８-６２３-０１７４
【電子メール】t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
【ホームページ】https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/

